

基本計画書

基本計画書									
事項		記入欄							備考
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ 設置者		ガッコウホウジンセイコウガクエン 学校法人清光学園							
フリガナ 大学の名称		オカザキヨウジンカレッジ 岡崎女子短期大学 (Okazaki Women's Junior College)							
大学本部の位置		愛知県岡崎市中町一丁目八番地四							
大学の目的		建学の精神「自由と創造 自律と貢献」 理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて、本学は心身とともに、健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする。							
新設学部等の目的		定員未充足が続いている幼稚教育学科第一部の収容定員を減じ、入学定員の適正化をはかるとする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
		年	人	年次人	人	短期大学士 (幼稚教育)	教育学・保育学 関係	年月 第 年次 令和7年4月 第1年次	愛知県岡崎市 中町一丁目 八番地四
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目	科目
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	幼稚教育学科第一部	5 (5)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	10 (10)		
設	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)			
		小計 (a ~ b)	5 (5)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	12 (12)		
分	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
既設	計 (a ~ d)	5 (5)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	
		計	5 (5)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
設	幼稚教育学科第三部	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)		
分	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		小計 (a ~ b)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)		
既設	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
分	計 (a ~ d)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	
		計	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
合計		6 (6)	5 (5)	4 (4)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	

職種			専属		その他		計		岡崎女子大学と兼務		
事務職員			人 22 (22)		人 12 (12)		人 34 (34)				
技術職員			人 0 (0)		人 0 (0)		人 0 (0)				
図書館職員			人 1 (1)		人 3 (3)		人 4 (4)				
その他の職員			人 0 (0)		人 0 (0)		人 0 (0)				
指導補助者			人 0 (0)		人 0 (0)		人 0 (0)				
計			人 23 (23)		人 15 (15)		人 38 (38)				
校地等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		岡崎女子大学(必要面積4,000m ²)と共用		
	校舎敷地		0m ²		17,481.64m ²		0m ²				
	その他		0m ²		58,765.15m ²		0m ²				
	合計		0m ²		76,246.79m ²		0m ²				
校舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用		岡崎女子大学(必要面積3,305m ²)と共用		
			571.29m ² (571.29m ²)		14,888.89m ² (14,888.89m ²)		2,359.39m ² (2,359.39m ²)				
教室・教員研究室			教室		室		教員研究室		室		
図書・設備	新設学部等の名称			図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		機械・器具 点			
				電子図書 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		標本 点			
				〔 〕		〔 〕		〔 〕			
				〔 〕		〔 〕		〔 〕			
経費の見積り及び維持方法の概要	計			〔 〕		〔 〕		〔 〕			
				〔 〕		〔 〕		〔 〕			
				〔 〕		〔 〕		〔 〕			
				〔 〕		〔 〕		〔 〕			
既設大学等の状況	スポーツ施設等			スポーツ施設 m ²		講堂 m ²		厚生補導施設 m ²			
既設大学等の状況	区分			開設前年度		第1年次		第2年次			
	教員1人当たり研究費等			250千円		250千円		250千円			
	共同研究費等			一千円		一千円		一千円			
	図書購入費			一千円		一千円		一千円			
既設大学等の状況	設備購入費			一千円		一千円		一千円			
				学生1人当たり 納付金		第1年次 1,245千円		第2年次 1,005千円			
				学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、雑収入等					
既設大学等の状況	大学等の名称			岡崎女子短期大学							
	学部等の名称			修業年限		入学定員		編入学定員			
				年		人		年次人			
	幼稚教育学科第一部			2		172		—			
既設大学等の状況	幼稚教育学科第三部			3		80		—			
既設大学等の状況	大学等の名称			岡崎女子大学							
	学部等の名称			修業年限		入学定員		編入学定員			
				年		人		年次人			
	子ども教育学科 子ども教育学科			4		100		—			
附属施設の概要			該当なし								

(注)

- 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

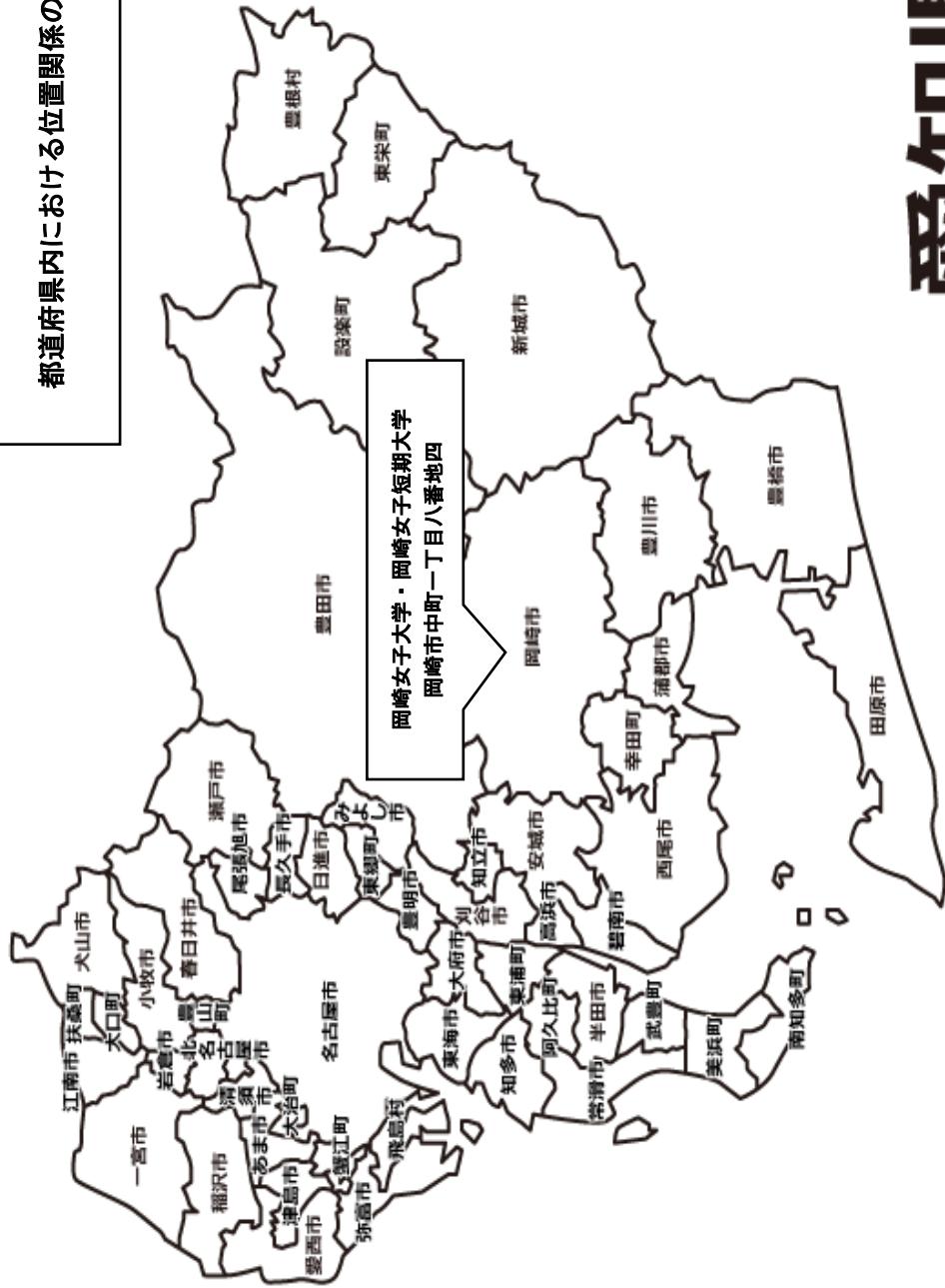
学校法人清光学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和 6 年度	入学 編入学 収容			令和 7 年度	入学 編入学 収容			変更の事由
	定員	定員	定員		定員	定員	定員	
岡崎女子短期大学				岡崎女子短期大学				
幼児教育学科第一部	172	—	344	幼児教育学科第一部	<u>120</u>	—	<u>240</u>	定員変更 (△52)
幼児教育学科第三部	80	—	240	幼児教育学科第三部	80	—	240	
計	252	—	584	計	<u>200</u>	—	<u>480</u>	
岡崎女子大学				岡崎女子大学				
子ども教育学部				子ども教育学部				
子ども教育学科	100	—	400	子ども教育学科	100	—	400	
計	100	—	400	計	100	—	400	

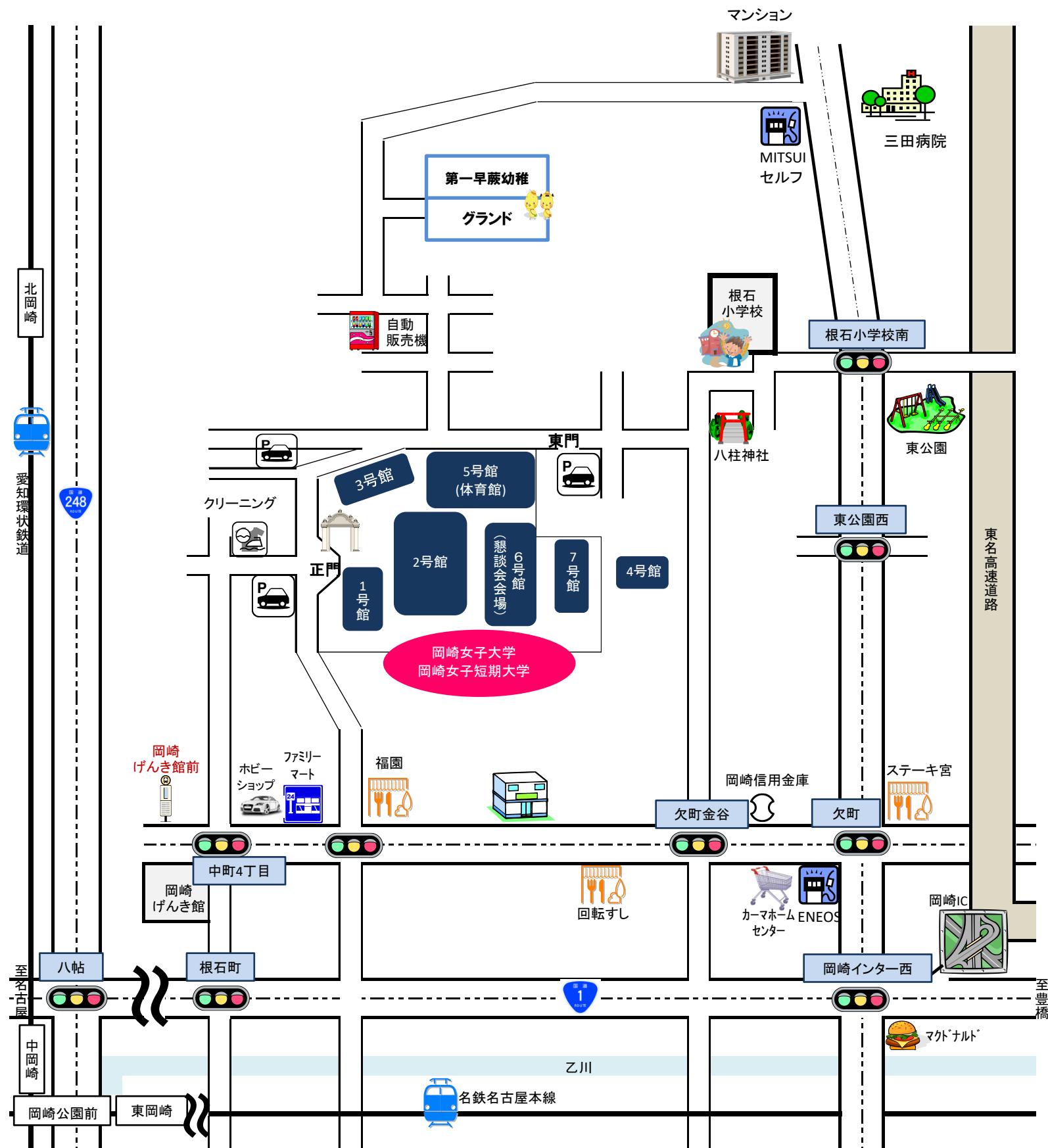
愛知県

都道府県内における位置関係の地図

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学
岡崎市中町一丁目八番地四

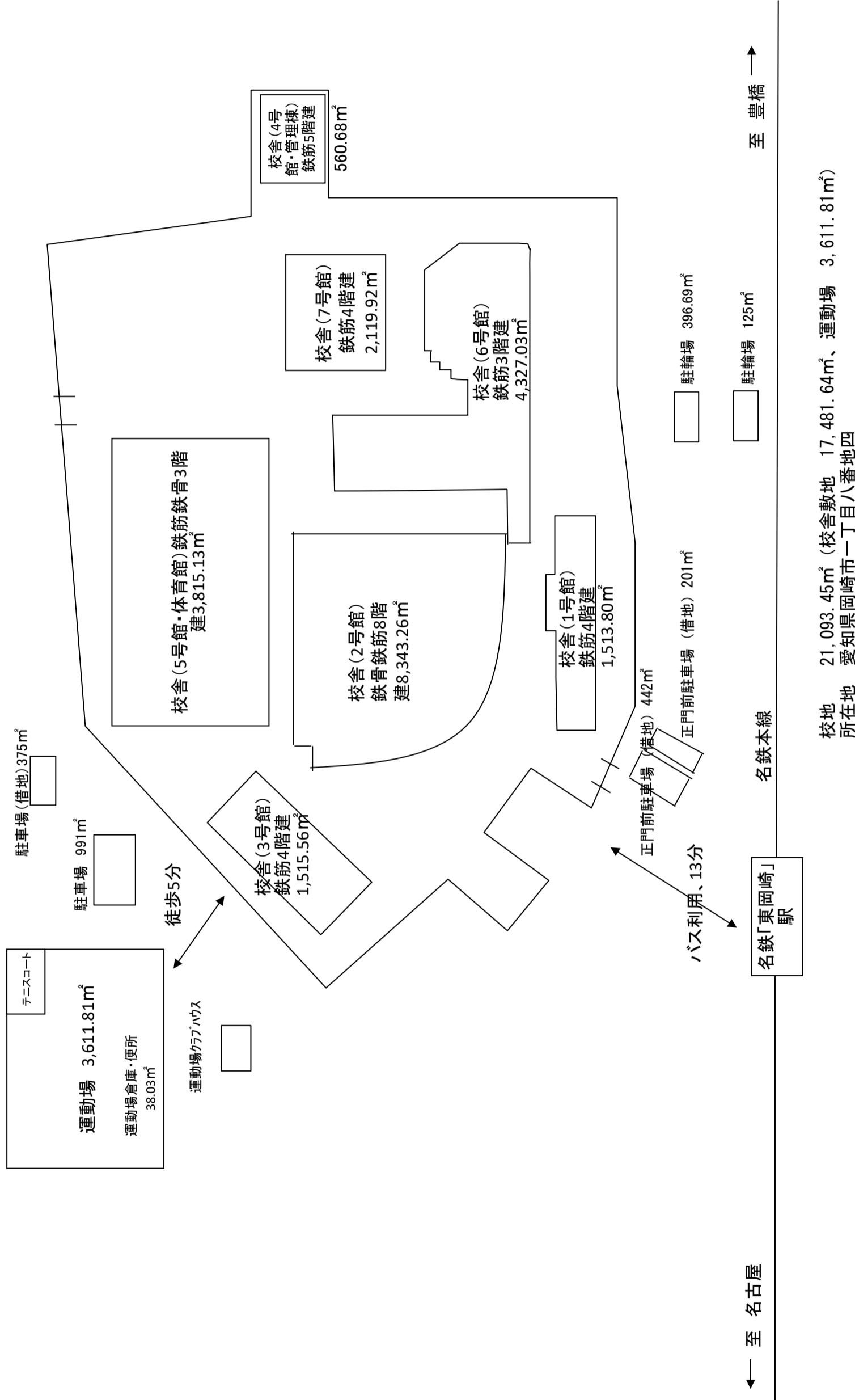


最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



交通 名鉄名古屋本線「東岡崎駅」から、名鉄バス2番乗り場で、「中央総合公園」「市民病院」「美合・大平」方面に乗車、「岡崎げんき館前」で下車(毎日運行)。徒歩5分です。

校舎、運動場等の配置図



校地 21,093.45m² (校舎敷地 17,481.64m²、運動場 3,611.81m²)
所在地 愛知県岡崎市一丁目八番地四

岡崎女子短期大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、一般教育と併せて深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養い、社会に寄与することができる教養豊かな女性の育成を目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第2条 本学に、次の学科をおき、その学生定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
幼児教育学科第一部	120名	240名
幼児教育学科第三部	80名	240名
計	200名	480名

（修業年限及び在学年限）

第3条 幼児教育学科第一部（以下、第一部という）の修業年限は2年とする。ただし、幼児教育学科第三部（以下、第三部という）の修業年限は3年とする。

2 第一部は4年、第三部は6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

（学年）

第4条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を2学期に分け、次のとおりとする。

前学期は、4月1日から9月30日まで

後学期は、10月1日から翌年3月31日まで

2 一学年の授業は、35週とする。

(休業日)

第6条 休業日を次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春期休業日

夏期休業日

秋期休業日

冬期休業日

2 春期、夏期、秋期、冬期及び臨時の休業日は、学年毎に定める。

3 学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行う日に変更することができる。

第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第7条 本学の入学は、毎学年度始めとする。

(入学の資格)

第8条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 保証人は、父母またはその他の成年者で独立して生計を営み、確実に保証人の責務を履行し得る者でなければならない。

(編入学・再入学・転入学)

第12条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者旣に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に第一部においては2年、第三部においては3年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して第一部においては2年、第三部においては3年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第一のとおりとする。

第19条 前条に定めるもののほか教職に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第二のとおりとする。

第19条の2 本学における授業は、講義、演習、実習または実技のいずれか、又はこれらの併用により行う。

第19条の3 学生は、授業科目ごとに学長の指定する期間に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(5) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、履修について正規の手続きを怠った場合、又は各科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席しなかった場合は、試験を受けることができない。

(成績評価)

第22条 成績評価は、S、A、B、C及びFで示し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価に対してグレードポイントを与えてグレードポイントアベレージ（履修科目の成績の平均数値）として示す。

(成績評価基準等の明示等)

第23条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、

学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(メディアによる授業)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して行う授業について、教室等以外の場所で履修させることができるものとし、当該授業により修得する単位数は、15単位を超えないものとする。

2 前項に定めるメディアによる授業に関し、必要な事項は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第26条第2項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせる時は45単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は第一部においては2年、第三部においては3年以上在学し、別表第一及び別表第二に定めるところにより64単位以上修得しなければならない。

(卒業)

第30条 本学に第一部は2年以上、第三部は3年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項により卒業した者には、本学の学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科名	取 得 で き る 資 格
幼児教育学科第一部	教育職員免許法による幼稚園教諭二種免許状 児童福祉法による保育士資格
幼児教育学科第三部	教育職員免許法による幼稚園教諭二種免許状 児童福祉法による保育士資格

- 2 前項の教育職員の免許状を取得しようとする者は、第30条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、第30条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）を修得しなければならない。

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第32条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第三のとおりとする。

(授業料、その他の費用の納入)

第33条 授業料、その他の費用は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前期 納期 4月30日まで

後期 納期 10月31日まで

(退学及び停学の場合の授業料)

第34条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第35条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第36条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第38条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

2 実験及び実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第39条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第41条 教授会は学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合は、その他の職員を加えて意見を求め、発言させることがある。

(教授会の審議事項)

第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、

及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者が、一又は複数の授業科目の履修を願い出た場合には、本学の教育に支障がない限りにおいて、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について、本学学則第21条及び第22条の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し、必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）正当な理由がなくて出席常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 図書館

(図書館)

第48条 本学に、図書館を付設する。

2 図書館に関する規則は、別にこれを定める。

第13章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第49条 学生の福利厚生・保健医療のため、本学に厚生保健施設を設けることができる。

第14章 自己点検・評価

(自己評価)

第50条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検・評価に関する事項は、別にこれを定める。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日からこれを施行する。

この学則は、昭和41年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和42年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和44年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和45年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和47年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和48年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和49年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和51年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和52年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和53年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和55年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和57年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和58年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和59年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和60年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。

この学則は、昭和61年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和62年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和63年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成元年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成2年4月1日から一部改正施行する。

1 この学則は、平成3年4月1日から一部改正施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・ 専攻	平成3年度		平成4年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	経営実務科	150人	250人	150人	300人	100人

この学則は、平成4年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成6年4月1日から一部改正施行する。ただし、検定料については平成7年度入学生より適用する。

この学則は、平成7年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成8年4月1日から一部改正施行する。ただし、改正後の第30条別表第三の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

この学則は、平成9年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成10年4月1日から一部改正施行する。ただし、改正後の第30条別表第三の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成10年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

この学則は、平成11年4月1日から一部改正施行する。

1 この学則は、平成12年4月1日から一部改正施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度 ～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	経営実務科	150人	300人	150人	300人	100人

この学則は、平成13年4月1日から一部改正施行する。

1 この学則は、平成14年4月1日から一部改正施行する。なお、初等教育学科については、当該学科に在学する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

2 第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度 ～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営実務科	120人	270人	120人	240人	100人	220人

3 改正後の第30条別表第三の規定は平成14年入学者から適用し、平成14年3月31日在籍する者についてはなお従前の例による。

この学則は平成15年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条の規定は平成15年度入学者より適用し、平成15年3月31日在籍する者についてはなお従前の例による。

この学則は平成16年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の2及び第30条別表第三の規定は平成16年度入学者から適用し、平成16年3月31日在籍する者についてはなお従前の例による。

この学則は平成17年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の2専門科目(4)の規定は平成17年度入学者から適用し、平成17年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成18年1月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成19年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条別表第一及び別表第二の規定は平成19年度入学者から適用し、平成19年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成20年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成21年4月1日から一部改正施行する。改正後の第20条の規定は平成21年3月31日在籍する者にも適用する。

この学則は、平成22年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成23年4月1日から一部改正施行する。なお、人間福祉学科については、当該学科に在学する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この学則は、平成24年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成25年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条、第3条、第15条、第29条、第30条、別表第一、別表第三の規定は平成25年度入学者から適用し、平成25年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成26年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は平成26年度入学者から適用し、平成26年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は平成27年度入学者から適用し、平成27年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成28年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一及び第19条第2項別表第二の規定は平成28年度入学者から適用し、平成28年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成29年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条、第18条第2項別表第一の規定は平成29年度入学者から適用し、平成29年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成30年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は平成30年度入学者から適用し、平成30年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成31年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条、第18条第2項別表第一、第19条第2項別表第二、第32条別表第三の規定は平成31年度入学者から適用し、平成31年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和2年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は令和2年度入学者から適用し、令和2年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和3年4月1日から一部改正施行する。改正後の第11条第3項、第18条第2項別表第一の規定は令和3年度入学者から適用し、令和3年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和4年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一、第19条第2項別表第二の規定は令和4年度入学者から適用し、令和4年3月31日在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和5年4月1日から一部改正施行する。なお、現代ビジネス学科については、当該学科に在学する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この学則は、令和6年4月1日から一部改正施行する。改正後の別表第三の規定は令和6年度に実施する入学試験を受験する者から適用する。

この学則は、令和7年4月1日から一部改正施行する。

別表第一

1. 教養科目

(1) 幼児教育学科第一部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
アカデミックリテラシー	2			
日本国憲法	2			
情報基礎演習 I	1			
情報基礎演習 II		1		
外国語コミュニケーション I	1			
外国語コミュニケーション II		1		
健康とスポーツ（講義）	1			
健康とスポーツ（実技）	1			
日本語表現	2			
子ども好適空間演習		1		

(2) 幼児教育学科第三部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
アカデミックリテラシー	2			
日本国憲法	2			
情報基礎演習 I	1			
情報基礎演習 II		1		
外国語コミュニケーション I	1			
外国語コミュニケーション II		1		
健康とスポーツ（講義）	1			
健康とスポーツ（実技）	1			
日本語表現	2			
子ども好適空間演習		1		

2. 専門科目

(1) 幼児教育学科第一部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
保育原理	2			
子ども家庭福祉		2		
社会福祉		2		
子ども家庭支援論		2		
社会的養護Ⅰ		2		
子ども家庭支援の心理学		2		
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養Ⅰ	1			
子どもの食と栄養Ⅱ		1		
乳児保育Ⅰ	2			
乳児保育Ⅱ		1		
子どもの健康と安全		1		
障害児保育		1		
社会的養護Ⅱ		1		
子育て支援	1			
保育実習Ⅰ		4		
保育実習Ⅱ		2		
保育実習Ⅲ		2		
保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習指導Ⅱ		1		
保育実習指導Ⅲ		1		
保育表現演習	1			
基礎音楽		1		
遊びと音楽	1			
遊びと造形	1			
表現実践（音楽・造形）		1		
遊びと運動	1			
保育入門		1		
保育ベーシック		1		
子どもの研究Ⅰ	1			
子どもの研究Ⅱ	1			
子どもの研究（コース総合）	1			

5 2

※教職に関する専門科目と合わせて52単位以上履修

(2) 幼児教育学科第三部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
保育原理	2			
子ども家庭福祉		2		
社会福祉		2		
子ども家庭支援論		2		
社会的養護 I		2		
子ども家庭支援の心理学		2		
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養 I	1			
子どもの食と栄養 II		1		
乳児保育 I	2			
乳児保育 II		1		
子どもの健康と安全		1		
障害児保育		1		
社会的養護 II		1		
子育て支援	1			
保育実習 I		4		5 2
保育実習 II		2		
保育実習 III		2		
保育実習指導 I		2		
保育実習指導 II		1		
保育実習指導 III		1		
保育表現演習	1			
基礎音楽		1		
遊びと音楽	1			
遊びと造形	1			
表現実践（音楽・造形）		1		
遊びと運動	1			
保育入門		1		
保育ベーシック		1		
子どもの研究 I	1			
子どもの研究 II	1			
子どもの研究（コース総合）	1			

* 教職に関する専門科目と合わせて 5 2 単位以上履修

別表第二

教職に関する専門科目

(1) 幼児教育学科第一部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
子どもと健康	1			
子どもと人間関係	1			
子どもと環境	1			
子どもと言葉	1			
子どもと表現（音楽）	1			
子どもと表現（造形）	1			
子どもと表現（身体）	1			
保育内容総論	1			
保育内容の指導法（健康）		1		
保育内容の指導法（人間関係）		1		
保育内容の指導法（環境）		1		
保育内容の指導法（言葉）		1		
保育内容の指導法（表現）		1		
教育原理	2			
保育者論	2			
発達と教育の心理学	2			
特別支援教育	1			
カリキュラム論	2			
教育方法論	2			
幼児理解の理論と方法	1			
教育相談の理論と方法		1		
教育実習（事前・事後指導を含む。）		5		
保育・教職実践演習（幼）		2		

(2) 幼児教育学科第三部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
子どもと健康	1			
子どもと人間関係	1			
子どもと環境	1			
子どもと言葉	1			
子どもと表現（音楽）	1			
子どもと表現（造形）	1			
子どもと表現（身体）	1			
保育内容総論	1			
保育内容の指導法（健康）		1		
保育内容の指導法（人間関係）		1		
保育内容の指導法（環境）		1		
保育内容の指導法（言葉）		1		
保育内容の指導法（表現）		1		
教育原理	2			
保育者論	2			
発達と教育の心理学	2			
特別支援教育	1			
カリキュラム論	2			
教育方法論	2			
幼児理解の理論と方法	1			
教育相談の理論と方法		1		
教育実習（事前・事後指導を含む。）		5		
保育・教職実践演習（幼）		2		

別表第三

(単位：円)

学科名 学費科目	幼児教育学科 第一 部	幼児教育学科 第三 部
検定料 (大学入学共通テスト 利用入試以外の入試)	30,000	30,000
検定料 (大学入学共通テスト 利用入試)	10,000	10,000
入学金	240,000	190,000
授業料	630,000	345,000
施設費	285,000	90,000
教育充実費	90,000	75,000

備考

1. 入学金は入学時にのみ納入する。
2. 授業料・施設費及び教育充実費は毎年納入する。
3. 納入方法は授業料その他費用に関する規程による。
4. 検定料については出願時1回のみ納入し、2回目以降の出願時は納入の必要はない。

学則の変更事項を記載した書類

1 変更の事由

令和元年度入学生から令和 5 年度入学生まで入学定員を満たさず、さらに減少の傾向にある。従って、こうした最近の学生募集状況に鑑み、入学定員の適正化をはかるため定員減を行う。

2 変更点

岡崎女子短期大学学則第 2 条における幼児教育学科第一部の学生定員について、令和 7 年 4 月 1 日から入学定員を 172 名から 120 名に、収容定員を 344 名から 240 名にそれぞれ変更する。

岡崎女子短期大学学則変更部分の新旧対照表

	新	旧
(学科及び学生定員) 第2条 本学に、次の学科をおき、その学生定員は次のとおりとする。	(学科及び学生定員) 第2条 本学に、次の学科をおき、その学生定員は次のとおりとする。	(学科及び学生定員) 第2条 本学に、次の学科をおき、その学生定員は次のとおりとする。

学科及び学生定員

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
幼児教育学科第一部	<u>1 2 0</u> 名	<u>2 4 0</u> 名
幼児教育学科第三部	8 0 名	2 4 0 名
計	<u>2 0 0</u> 名	<u>4 8 0</u> 名

学科及び学生定員

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
幼児教育学科第一部	<u>1 7 2</u> 名	<u>3 4 4</u> 名
幼児教育学科第三部	8 0 名	2 4 0 名
計	<u>2 5 2</u> 名	<u>5 8 4</u> 名

附 則

この学則は、令和7年4月1日から一部改正施行する。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

岡崎女子短期大学学則第2条における幼稚教育学科第一部の学生定員について、令和7年4月1日から入学定員を172名から120名に、収容定員を344名から240名にそれぞれ変更する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

幼稚教育学科第一部の入学者数については、令和元年度入学生から令和5年度入学生まで入学定員を満たさず、さらに減少の傾向にある。従って、こうした最近の学生募集状況に鑑み、入学定員の適正化をはかるため定員減を行う。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の内容変更

（ア） 教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更はない。

（イ） 教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更はない。

（ウ） 教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更はない。

（エ） 大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更はない。

学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

目次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
①収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）	2
②収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	3
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	3
②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	3
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	3
④既設組織の定員充足の状況	3
(3) 学生確保の見通し	4
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	4
ア 既設組織における取組とその目標	4
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	5
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	5
②競合校の状況分析	
（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	5
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	5
イ 競合校の入学志願動向等	6
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等 （競合校定員未充足の場合のみ）	6
エ 学生納付金等の金額設定の理由	6
③先行事例分析	6
④学生確保に関するアンケート調査	7
⑤人材需要に関するアンケート調査等	7
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	7

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
岡崎女子短期大学 幼児教育学科第一部 (修業年限 2 年)	120	240	愛知県岡崎市中町一丁目八番地四

② 収容定員を変更する組織の特色

現在社会では、少子高齢化社会が到来し、家庭の教育力や地域社会の養育力の低下が指摘され、幼児教育・保育に対する保護者のニーズや社会からの期待が高まっている。たとえば、保育所では乳児保育が一般化し、障害児保育の浸透も進んでいる。また、幼稚園や保育所等には子育て支援や家庭支援を担う役割が期待されている。現代の保育者には、こうした社会的ニーズに対応できる高い専門性と問題解決能力を有することが期待されている。岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部は、将来、幼稚園や保育所、認定こども園、その他児童福祉施設で幼児教育や保育・養護に携わる幼児教育者・保育士（以下「保育者」）を養成する学科である。

幼児教育学科第一部と関連する既設組織として幼児教育学科第三部があり、現時点において、学生募集停止、収容定員変更等の予定はない。幼児教育学科第三部の概要は以下の通り。

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
岡崎女子短期大学 幼児教育学科第三部 (修業年限 3 年)	80	240	愛知県岡崎市中町一丁目八番地四

（2）人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

昭和 61（1986）年に男女雇用機会均等法が試行され、それ以降から女性の就職率は上昇傾向が見られ、さらに仕事と家庭の両立に関する育児・介護休業法の公布（平成 3（1991）年）、男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正案が提出（平成 9 年）された。平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」や、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年 6 月をめどに政府決定し、各府省の概算要求に反映される「女性版骨太の方針」により、女性としての能力を発揮できる社会の制度が構築されつつあり、今後も共働きはスタンダードとなる中で保育施設や保育士の重要性はますます高まることが予想される。しかし、保育士・幼稚園教諭に関しては、「責任の重さ・事故への不安」「保護者への対応」「仕事量の多さ」「待遇」の問題などにより離職率が高く、また保育者志向が低下して保育士不足に陥っている。本学の幼児教育学科卒業生の保育職就職率は約 96%（内、産休・育児休制度が整い、給与が安定する市町村公務員保育職は 2 割以上）と、これまで多くの人材を保育業界に送り出し、地域の幼児教育を支えている。保育士不足問題の改善のため、今後さらに保育に関する知識だけでなく、業務の処理能力や社会性にも優れる有能な保育者を養成し、社会に輩出することが本学幼児教育学科の使命と考える。

②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

「リクルート進学総研マーケットリポート 2023（2024 年 2 月号）」【資料 1】によると、全国の 18 歳人口は、2023 年の 109.7 万人から 2035 年には 97.0 万人となり、12.7 万人の減少となる。そのうち、本学の地域である東海エリア【資料 2】では、18 歳人口は 2023 年の 138,309 人から 2035 年には 119,690 人と 18,619 人の減少となり、厳しい状況である。ただし、東海エリアの地元残留率は、短期大学で 2014 年 75.6% から 2023 年は 76.7% と微増ではあるが 1.1 ポイント上昇している。本学の入学者のほとんどが東海エリア出身であることから、18 歳人口は減少となるが、高い地元志向によって新規高校卒業者の入学者確保は可能と判断する。

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

【資料 3】で示す通り、過去 5 年間の出身高校の所在地県別入学者数は、愛知県が 96.5% と圧倒的に多い。

④既設組織の定員充足の状況

既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）は、【資料 4】の通りである。幼児教育学科第一部の入学者数については、令和元年度入学生から令和 5 年度入学生まで入学定員を満たしていない。令和 6 年度入学生についても、入学定員 172 名のところを 67 名の入学者となり、入学定員充足率は 38.9%、収容定員充足率は 45.3%となってしまった。

従って、入学定員及び収容定員の適正化をはかるために定員減を行い、定員充足に向けて学生募集活動を行う。

(3) 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

学生確保に向けた具体的な取組は、主に入試広報課を中心に企画、立案し、それらの計画のもとに全学を挙げて実施している。学生募集は、本学の規模、入学者の出身地域、出身高校等の分析から、大規模なメディア広告ではなく、ターゲットを絞った内容のチラシ・パンフレットの作成や、オープンキャンパス、入試相談会、高校訪問、大学展、進学ガイダンスへの参加、Web サイト等、身近な手法を用いて、入試広報課を中心となって、一人一人の受験生や保護者、高校の入試担当教員に本学のよさをアピールする方針で実施している。さらに、新しい入試を導入するなどの検討・立案をし、令和6年度（令和7年度入学生募集）から実施して学生確保に向けて努力している。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保を目標にして、令和5年度は、4月、6月、7月、8月（2回）、12月、3月にオープンキャンパスを開催し、合計で約 800 名の参加があった。オープンキャンパスの企画、準備、当日の運営は主に入試募集委員会・入試広報課が行っている。オープンキャンパスには多数の教職員が参加し、様々な領域についての体験授業の実施、また、個別相談コーナーを設け、入学試験や授業、学生生活、進路支援等について、質問者に対し説明を行った。のべ約 300 名の学生がオープンキャンパスのスタッフとして当日の運営、司会進行や案内等に携わり、高校生との交流やサポートを行うことで、大学の雰囲気を伝えることができている。他にも、受験の問い合わせについて、入試広報課直通のフリーダイヤルや SNS(LINE)による個別相談を行っている。本学は付属する高校を持たないため、近隣の高校と「高大連携協定」を結ぶことで、学生確保に努めている。令和4年度に1校、令和5年度に2校と高大連携協定を締結し、高大連携校は10校となった。教職員は連携校を卒業した本学在学生や保育職に就いた卒業生と高大連携校に出向き、懇談会や特別講座を実施するなど積極的に学生募集に取り組んでいる。令和5年度8月には、今後の連携事業の内容を充実させることを目的として、高大連携事業推進懇談会を開催した。8校から13名の出席があり、高大連携の課題や今後の連携の在り方についての意見交換を実施した。高校側のニーズをより的確に把握する機会を作り、入学後の学びや入学前教育の充実を図り、具体的な学生獲得につながるよう努めている。その他、本学の募集圏内の高校を中心に年間5回高校を訪問し、前年度入試の状況や在学生の近況報告、次年度入試に向けた情報提供、該当高校の卒業生の就職予定先や、本学の教育内容を説明するなど積極的な広報活動を展開した。本学のオープンキャンパスやイベント情報、学校情報等は、Web サイトや Instagram に掲載している。さらに、オープンキャンパス、各種ガイダンス等に参加した高校生には、より関心を持つように大学の行事のチラシや入試情報や大学案内、入学試験要項等を隨時郵送している。令和5年度の具体的な学生募集活動項目は次に掲

げる 5 項目である。実施実績は【資料 5】の通り。

- ①高校訪問
- ②オープンキャンパス
- ③模擬授業
- ④高校内ガイダンス
- ⑤会場ガイダンス

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

①アに記述した学生募集のための PR 活動の検証を入試募集委員会において行い、令和 6 年度（令和 7 年度入学生募集）から導入する新しい入試制度と連動し、効果的に機能させることを目標とする。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

従来のオープンキャンパスに加え、高校生に早めにアプローチをするため令和 5 年度から高校 1、2 年生を対象としたオープンキャンパスを 12 月に開催した。3 月のオープンキャンパスには、令和 4 年度同月での参加者の約 1.5 倍の参加者があり、また、令和 6 年 4 月 21 日に実施したオープンキャンパスでの来場者は令和 5 年度同月での参加者の 2 倍の参加者があった。これは、昨年度 12 月から開始したオープンキャンパスでの取り組みが功を奏していると思われる。オープンキャンパスのみならず、他の全ての学生募集の取組について、より効果的な方法になるようにその都度検証を行うとにより、令和 7 年度幼児教育学科第一部入学生は 120 名の入学者を見込めると考えている。

②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

学校種（2 年間の修業年限）、定員規模、学問分野（幼稚園教諭 2 種免許状と保育士資格の取得を目指す教育・保育分野）、所在地（愛知県内の短大で本学所在地に近い岡崎市、豊明市、豊橋市）の類似性により、競合校として、「愛知学泉短期大学幼児教育学科（入学定員 120 名、岡崎市）」「名古屋短期大学保育科（入学定員 240 名、豊明市）」「豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育科（入学定員 100 名、豊橋市）」を選定した。

本学の幼児教育学科第一部では、令和 3 年度入学生から、自分の得意を伸ばし、自信をもって保育者として勤めることができるよう、「得意を生かして深く学ぶ」ための 3 つのコース制としている。令和 4 年度から、2 年生は「心理・発達コース」「遊び・実践コース」「表現・実技コース」に分かれたクラスを編成し、コースに特化した内容の授業を展開した。また、令和 3 年度から、大学生としての時間を生かして、現場で学ぶための学内認定資格「オカタン子どもサポート（通称：オカサポ）」の制度を設けており、令和 3 年度は幼児教育学科第一部生 16 名、幼児教育学科第三部生 66 名が、令和 4 年度

は幼児教育学科第一部生 12 名、幼児教育学科第三部生 81 名が、令和 5 年度は第一部生 50 名、第三部生 43 名がこの資格を取得した。この資格を活用して子どもと関わるアルバイトを行い、貴重な経験を積んでいる。さらに、令和 3 年度入学生から、本学のブランドである「子ども好適空間」について、実践的に学び、子どもにとってより良い空間を構成できる基礎的な力を身に付けたことを認定する学内資格「子ども好適空間ナビゲーター」を設けた。保育環境や子ども理解に関わる授業に加え、「安全・安心」「居心地の好い」「夢中になれる」の 3 つの視点について各コースに分かれて行う「子ども好適空間演習」で学ぶこととしており、令和 5 年度は 33 名が取得した。令和 6 年度も引き続き、高校や進路・就職先に対して、3 つのコース制の導入や学内資格の価値について広く周知し、本学の魅力の重要な 1 つに位置付けていく。さらに、学生が授業やゼミを通して学んだことを発表する機会として、「幼児教育祭」を毎年開催しており、令和 5 年度は 2 月 3 日と 2 月 4 日の 2 日間に、延べ 3,730 名の近隣地域の親子が訪れた。学生たちはこれまで身につけた専門知識や技能を最大限に活かし、子どもたちが楽しめる遊びや発表を企画・制作。地域の親子と触れ合いながら、保育・子育て支援に関する実践力を養っている。このような本学独自の取組は、競合校と比較して優位であると言える。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の過去 3 年間の入学志願状況は【資料 6】に示すとおり、入学定員充足率は本学と同様に未充足となっている。こうした最近の状況に鑑み、入学定員の適正化をはかるため定員減を行うことで入学定員変更後の学生確保は可能であると考えている。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

競合校の過去 3 年間の入学定員充足率は本学と同様に未充足となっている。今後、更なる学生募集活動の強化、新しい入試制度の導入、高大連携高校の拡充等を行い、また、上述した本学独自の教育内容の取組を行うことで入学定員変更後の学生確保は可能であると考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学幼児教育学科第一部の初年度学生納付金は【資料 7】に示す通り、1,245,000 円となっている。そのうち、入学金は 240,000 円となっている。競合校に選定した 3 短期大学の平均金額（初年度学生納付金 1,261,333 円、内入学金 213,333 円）と比較しても妥当であると判断している。

③先行事例分析

先行事例がないため該当しない。

④学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更届出のため省略。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

【資料8】に示す通り、学生の社会的、職業的自立を目的に、長年にわたるきめ細かなキャリア支援の積み重ねの結果、毎年100%の就職率を誇っている。令和5年度については、コロナ禍以降定着した公務員採用試験のオンライン方式での実施や、企業展の縮小などがあったが、全ての学科で就職率100%を達成した。就職支援は、キャリア支援課が中心となり、キャリア支援年間計画に基づき、各種の就職支援講座はもとより、学生一人一人の進路希望に応じたキャリアガイダンス、面接指導、キャリアカウンセラーによる専門的カウンセリング等を実施している。また、本学独自の求職求人のマッチングシステム（通称 お仕事ナビ）を配備し、事前に希望職種、希望勤務地等を入力することにより、求人があった場合に効率的な情報提供ができるようにしている。このマッチングシステムは卒業生にも対応しており、卒業後もキャリア支援を継続させ、多くの卒業生を支えている。このようなことから、本学の養成する人材は、社会において需要があると考えている。

（4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

(1) 収容定員を変更する組織の概要、(2) 人材需要の社会的な動向等、(3) 学生確保の見通しにおいて述べたことを踏まえて、幼児教育学科第一部の学生定員について、令和7年4月1日から入学定員を172名から120名に、収容定員を344名から240名にそれぞれ変更して入学定員の適正化をはかる。

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

資料目次

【資料1】18歳人口予測（リクルート進学総研マーケットリポート2023【全国版】抜粋）	2
【資料2】18歳人口予測（リクルート進学総研マーケットリポート2023【東海版】抜粋）	3
【資料3】収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況	4
【資料4】既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）	5
【資料5】既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績	6
【資料6】本学及び競合校の入学状況（過去3年間）	7
【資料7】本学及び競合校の初年度学生納付金	8
【資料8】求人件数・就職状況等（直近5年間）	9

【全国版】

18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向

【将来予測 2023~2035年】

■ 18歳人口予測 P4~P9

- ・2023年109.7万人→2035年97.0万人（12.7万人減少）
- ・東北の減少率が高く、6県中4県で減少率20%以上
- ・2023年比減少率が高いのは東北（79.7%）、減少数が大きいのは近畿（23,357人減）

【経過推移 2014年~2023年】

■ 進学率（現役・過年度含）の推移 P10~P16

大学進学率（現役）

- ・2014年48.1%→2023年56.9%（8.8ポイント上昇）
- ・上昇が大きいのは、1位 北海道（135.5）、2位 四国（122.8）、3位 甲信越（121.4）※注
- ・進学率が高いのは、南関東、近畿、東海の三大都市圏

短期大学進学率（現役）

- ・2014年5.3%→2023年3.4%（1.9ポイント低下）
- ・低下が大きいのは、1位 南関東（56.4）、2位 近畿（58.3）、3位 北海道（59.3）※注
- ・進学率が高いのは、甲信越、東北、北陸

専門学校進学率（現役）

- ・2014年17.0%→2023年16.1%（0.9ポイント低下）
- ・低下が大きいのは、1位 四国（84.7）、2位 中国（91.2）、3位 南関東（92.4）※注
- ・進学率が高いのは、北海道、北陸、九州沖縄

都道府県別進学率（現役・2023年）

- ・大学進学率1位は東京、短期大学進学率1位は大分、専門学校進学率1位は新潟

大学・短期大学・専門学校進学率（現役・過年度含）比較・2021~2023年

- ・2023年現役と過年度含の進学率の差は、大学は0.8ポイント（過年度含が高い）
- ・短期大学は差なし。専門学校は5.8ポイント（過年度含が高い）

注) ※の()内の数値は、2014年を100としたときの2023年の指標

■ 地元残留率の推移 P17~P25

- ・大学入学者の地元残留率は、2014年43.2%→2023年44.8%（1.6ポイント上昇）
- ・短期大学入学者の地元残留率は、2014年68.7%→2023年71.3%（2.6ポイント上昇）
- ・大学入学者の地元残留率1位は愛知（72.1%）
- ・短期大学入学者の地元残留率1位は福岡（93.3%）

■ 18歳人口減少率×地元残留率 P26・27

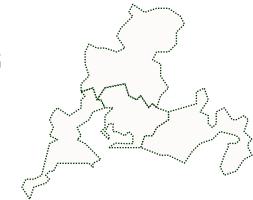
- ・大学入学者：都道府県別：2023→2035年
- ・短期大学入学者：都道府県別：2023→2035年

（出展：リクルート進学総研マーケットリポート2023 Vol.125 2024年2月号）

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）-2

18歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 東海版

- 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県 -



【将来予測 2023~2035年】

▶ 18歳人口予測 P2~P4

- ・2023年138,309人→2035年119,690人（18,619人減少）
- ・減少率が高いのは、静岡県（2023年比較18.4%減少）
- ・減少数が多いのは、愛知県（2023年69,766人→2035年63,583人、6,183人減少）

【経過推移 2014~2023年】

▶ 進学者数・進学率（現役）の推移 P5~P10

進学者数

- ・大学は、2014年63,790人→2023年67,740人（3,950人増加）と、6.2%増加
- ・短期大学は、2014年7,034人→2023年3,970人（3,064人減少）と、43.6%減少
- ・専門学校は、2014年18,612人→2023年17,365人（1,247人減少）と、6.7%減少

進学率（現役）

- ・大学は、2014年50.1%→2023年56.6%（6.5ポイント上昇）
- ・短期大学は、2014年5.5%→2023年3.3%（2.2ポイント低下）
- ・専門学校は、2014年14.6%→2023年14.5%（0.1ポイント低下）

▶ 地元残留率の推移 P11~P13

- ・大学は、2014年48.0%→2023年50.2%（2.2ポイント上昇）
- ・短期大学は、2014年75.6%→2023年76.7%（1.1ポイント上昇）

▶ 東海エリア概要（全体：県別） P14~P15

■ 分析・データについて

- ① 18歳人口予測は、文部科学省「学校基本調査」より、以下の通り定義して算出した。
 - ・ 18歳人口 = 3年前の中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数と義務教育学校卒業者数
 - ・ 中学校卒業者数 = 高校生 + フリーター + 就職者 全て含む
- ② 表内の「年」に属する18歳とは、その年の3月に卒業を迎える高校3年生を指す。
- ③ 表内の「指数」とは、グラフ開始年の値を100とおいた際の値を示す。
- ④ 卒業者数とは、高等学校を卒業した人数（全日制・定時制 + 中等教育学校後期課程）。
- ⑤ 進学者数とは、高等学校卒業者のうち、大学・短期大学・専門学校（※）に進学した人数。
- ⑥ 進学率（現役）とは、進学者数（大学・短期大学・専門学校（※）） ÷ 高等学校卒業者数（全日制・定時制 + 中等教育学校後期課程）で算出した。
- ⑦ 残留率とは、自県内（地元）の大学・短期大学入学者数のうち自県内（地元）の高校出身の大学・短期大学入学者数の割合（浪人含）。
- ⑧ 図表で利用している百分率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の和が100.0にならない場合がある。

※専門学校 = 専修学校専門課程

（出展：リクルート進学総研マーケットリポート2023 Vol.125 2024年2月号）

【資料 3】収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況

出身高校の所在地県別入学者数（過去 5 年間）

	都道府県名	人数	構成比
1	愛知県	1144 人	96.5%
2	静岡県	17 人	1.4%
3	岐阜県	3 人	0.3%
4	三重県	2 人	0.2%
5	その他	20 人	1.7%
	全体	1186 人	100%

【資料 4】既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）

＜入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率＞

学科等の名称	事 項	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
幼児教育学科 第一部	入学定員	172	172	172	172	172	
	入学者数	160	134	145	94	85	
	入学定員 充足率 (%)	93.0	77.9	84.3	54.6	49.4	
	収容定員	332	344	344	344	344	
	在籍者数	344	291	281	244	184	
	収容定員 充足率 (%)	103.6	84.5	81.6	70.9	53.4	
幼児教育学科 第三部	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	94	63	98	97	69	
	入学定員 充足率 (%)	117.5	78.7	122.5	121.2	86.2	
	収容定員	230	235	240	240	240	
	在籍者数	269	264	256	257	265	
	収容定員 充足率 (%)	116.9	112.3	106.6	107.0	110.4	
現代ビジネス 学科	入学定員	50	50	50			令和4年4月学生 募集停止、令和 5年3月廃止
	入学者数	57	57	33			
	入学定員 充足率 (%)	114.0	114.0	66.0			
	収容定員	120	100	100	50		
	在籍者数	104	113	89	32		
	収容定員 充足率 (%)	86.6	113.0	89.0	64.0		

【資料 5】既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績

①高校訪問

年間 5 回実施 269 校訪問

②オープンキャンパス

年間 7 回実施 参加者 841 名 (保護者含む)

③模擬授業

年間 13 件実施 受講者 237 名

④高校内ガイダンス

年間 90 件実施 参加者 1024 名

⑤会場ガイダンス

年間 47 件実施 参加者 249 名

【資料 6】本学及び競合校の入学状況（過去 3 年間）

短期大学 学科	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
岡崎女子短期大学 幼児教育学科第一部	入学定員	172	172	172
	入学者数	145	94	85
	入学定員充足率	84.3%	54.6%	49.4%
愛知学泉短期大学 幼児教育学科	入学定員	120	120	120
	入学者数	65	68	73
	入学定員充足率	54.1%	56.6%	60.8%
名古屋短期大学 保育科	入学定員	240	240	240
	入学者数	233	201	158
	入学定員充足率	97.0%	83.7%	65.8%
豊橋創造大学短期大学部 幼児教育・保育科	入学定員	100	100	100
	入学者数	42	63	50
	入学定員充足率	42.0%	63.0%	50.0%

【資料 7】本学及び競合校の初年度学生納付金

短期大学 学科	初年度学生納付金	左記に含まれる入学金
岡崎女子短期大学 幼児教育学科第一部	1,245,000 円	240,000 円
愛知学泉短期大学 幼児教育学科	1,350,000 円	260,000 円
名古屋短期大学 保育科	1,284,000 円	200,000 円
豊橋創造大学短期大学部 幼児教育・保育科	1,150,000 円	180,000 円
本学を除く競合校として 選定した 3 短期大学の 平均金額	1,261,333 円	213,333 円

【資料 8】求人件数・就職状況等（直近 5 年間）

＜求人件数、卒業者数、就職希望者数、就職者数、就職率＞

学科等の名称	事 項	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼児教育学科 第一部	求人件数	2,622	2,785	2,860	3,008	3,130
	卒業者数	177	152	125	139	90
	就職希望者数	175	149	124	136	88
	就職者数	175	149	124	136	88
	就職率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%
幼児教育学科 第三部	求人件数	2,622	2,785	2,860	3,008	3,130
	卒業者数	66	103	90	59	93
	就職希望者数	60	102	89	57	93
	就職者数	60	102	89	57	93
	就職率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
一	学長	春日 規克 <令和5年4月>		博士（医学） 教育学修士		岡崎女子短期大学学長 (令和5.4～令和9.3)